三　衛生管理区域及び畜舎等の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類を記載した書面
四　畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面
五　埋却の用に供する土地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類
イ　埋却の用に供する土地の所在地
ロ　埋却の用に供する土地が自己の所有する土地でない場合にあつては、その所有者の氏名又は名称及び当該土地の利用に関する契約の内容
ハ　埋却の用に供する土地の面積及び利用状況
ニ　農場から埋却の用に供する土地までの距離
ホ　埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無
ヘ　その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となるべき事項
六　焼却又は化製のための準備措置を講じている場合にあつては、その状況として次に掲げる事項を記載した書類
イ　焼却施設又は化製場の名称及び所在地
ロ　農場から焼却施設又は化製場までの距離
ハ　焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無
七　埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況を記載した書面
八　次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」という。）にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面
イ　牛（月齢が満四月以上のものに限る。）　二百頭（次に掲げる牛にあつては、三千頭）
(1)　肥育牛（乳用種（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成十五年農林水産省令第七十二号）第三条第二項第八号から第十号までに掲げる種をいう。以下同じ。）の雄牛及び交雑種（同項第十一号に掲げる種をいう。以下同じ。）の牛に限る。）にあつては、月齢が満十七月未満のもの
(2)　その他の牛にあつては、月齢が満二十四月未満のもの
ロ　水牛及び馬　二百頭
ハ　鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし　三千頭
ニ　鶏及びうずら　十万羽
ホ　あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥　一万羽
九　大規模所有者（馬の所有者を除く。）にあつては、従業員が特定症状（法第十三条の二第一項の症状をいう。以下同じ。）を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

（報告事項）

第二十一条の三　法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号に掲げるものに限る。）とする。
一　その飼養している家畜の種類及び頭羽数
二　畜舎等の数
三　法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の遵守状況及び当該飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況

（通知）

第二十一条の四　法第十二条の四第二項の規定による通知は、前条各号に掲げる事項につき、文書でしなければならない。

第三章　家畜伝染病のまん延の防止

第二十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（患畜等の届出）」を付する。

第二十三条に見出しとして「（患畜等の届出義務の除外）」を付し、同条第三号中「学術研究機関が当該」を「学術研究機関（許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。）が」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「指定検定機関」の下に「（許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。）」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号中「許可製造業者等」の下に「（許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。）」を加え、「第二十六条の二第三号、第二十九条第三号、第三十一条第三号及び第三十三条第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　許可所持者（法第四十六条の五第一項第二号に規定する許可所持者をいう。以下同じ。）がその許可に係る家畜伝染病病原体（同項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。）の使用のため取扱施設（同条第二項第四号に規定する取扱施設をいう。以下同じ。）内に係留する家畜が当該使用のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合

二　届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合

第二十四号第一項第一号中「頭数」を「頭羽数」に改める。

第二十五条の見出しを「（患畜等の発生の通報及び報告）」に改め、同条第一項中「第二十二条の届出事項」を「第二十二条各号に掲げる事項」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出）

第二十六条　法第十三条の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、口頭でしなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所
二　所有者の氏名又は名称及び住所
三　特定症状の内容
四　当該家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性及び年齢（不明のときは、推定年齢）
五　当該家畜又はその死体の所在の場所
六　発見の年月日時
七　発見時における同一の農場のその他の家畜の状態
八　その他参考となるべき事項

第二十六条の次に次の五条を加える。

（農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務の除外）

第二十六条の二　法第十三条の二第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため特定症状を呈していることを発見した場合
二　届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため特定症状を呈していることを発見した場合
三　許可製造業者等が生物学的製剤の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜が当該検査又は製造のため特定症状を呈していることを発見した場合
四　指定検定機関が薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜が当該検定のため特定症状を呈していることを発見した場合
五　農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が学術研究のためその施設内に係留する家畜が当該学術研究のため特定症状を呈していることを発見した場合